

短資取引約定確認サービス利用要領

短 資 協 会

短資取引約定確認システム管理本部

目 次

はじめに.....	1
1. 制定の目的.....	1
2. 約確サービスの運営機関.....	1
I. 約確サービスの概要.....	2
1. 目的.....	2
2. 利用先の範囲および種類.....	2
3. 対象取引の範囲.....	3
4. 取引区分等.....	3
5. システムの実現方式および提供サービス.....	4
6. 約確サービスの提供日、提供時間.....	5
7. 業務継続性.....	6
8. セキュリティ対策.....	6
II. 利用先に行っていただく事項.....	7
1. 利用先情報の届出.....	7
2. 約確サービス利用環境の準備.....	7
3. ユーザIDの管理.....	8
III. 約確サービスにおける約定確認業務の流れ.....	9
1. 約定内容の送信.....	9
2. 約定確認通知の送信.....	9
3. 約定内容の確認および約定確認サインの入力・送信.....	9
4. 約定確認完了通知の送信.....	9
5. 約定確認業務帳票の出力.....	10
6. 約定確認不成立時の取扱い.....	10
7. 約定確認成立後の訂正(約定確認データの取消).....	10
8. 約定確認データのダウンロード.....	11
IV. システム障害時等の対応.....	12
1. 約確システム側の障害.....	12
2. 利用先側の障害.....	12
V. 約確サービスの利用料.....	13
1. 利用料の基本的な考え方.....	13
2. 利用料の改定.....	13
3. 利用料の支払.....	13

別表1 取引区分表.....	15
1. 取引科目.....	15
2. 条件(=取引種類).....	15
3. 先日付区分等.....	16
別表2 コード表.....	17
1. 利用先コード.....	17
2. 取引先コード.....	18
3. 決済口座コード.....	18
別表3 約定確認一覧画面表示項目.....	19
別表4 出力帳票の書式.....	20
第1号書式 約定明細リスト(ブローキング共通).....	21
第2号書式 約定明細リスト(ディーリング共通).....	23
第3号書式 コール資金媒介報告書／コール資金取引内容確認書B.....	25
第4号書式 コール資金取組票兼利息計算書／コール資金取引内容確認書D.....	30
第5号書式 利用料請求書.....	35
第6号書式 利用料計算書明細.....	37

短資取引約定確認サービス利用要領

はじめに

1. 制定の目的

「短資取引約定確認サービス利用要領」(以下「利用要領」といいます。)は、短資取引約定確認サービス(以下「約確サービス」といいます。)を利用するインターバンク市場参加者の皆様(以下「利用先」といいます。)と短資協会(以下、「協会」といいます。)との間で結ばれた短資取引約定確認サービス利用契約書の定めに基づき、約確サービスの円滑な運営および利用先の便に資することを目的として、協会が制定するものであり、約確サービスをご利用いただく場合の諸事項を定めています。

なお、利用要領の記載内容を変更する場合は、協会から利用先にあらかじめその旨をご通知します。

2. 約確サービスの運営機関

約確サービスは、短資会社3社(上田八木短資株式会社、セントラル短資株式会社および東京短資株式会社)の共同事業として、協会が主体となって運営します。

協会は、約確サービスを提供するために使用する短資取引約定確認システム(以下「約確システム」といいます。)の円滑な運営を期するため、協会内に「短資取引約定確認システム管理本部」(以下「管理本部」といいます。)を設置し、約確システムおよび約確サービスの運営全般にかかる利用先との諸連絡(通知・申出・届出等)、照会、協議等の事務に当たります。

また、約確システムの運用や保守管理については、管理本部内に「短資取引約定確認システムセンタ」(以下「約確センタ」といいます。)を設けて運営します。

I. 約確サービスの概要

1. 目的

約確サービスは、インターバンク市場におけるコール取引に係る取引当事者間(資金の出し手および資金の取り手)における約定確認業務の迅速化および事務処理負担の軽減に資することを目的とします。

2. 利用先の範囲および種類

約確サービスの利用先は、インターバンク市場においてコール取引の当事者となり得るインターバンク市場参加者とします。利用先は、コール取引での役割や資金決済方法などの違いにより、以下の種類に分類されます。

利用先	概要・役割
短資会社	<ul style="list-style-type: none">・コール取引市場の仲介業者。・コール取引の出会い成立後の取引当事者(市場参加者)間での約定確認のため、約定確認データを入力。
市場参加者	<ul style="list-style-type: none">・コール取引市場の参加者で約定確認を行う利用先。・約定確認データの内容を確認し、約定確認サイン(「OK」or「NG」)を入力(受託信託以外の市場参加者)。
一般利用先	<ul style="list-style-type: none">・資金決済用日銀当座預金口座を保有するコール市場参加者。・コール取引の資金決済は、自社保有の日銀ネット当座預金口座で実施。<ul style="list-style-type: none">— 非当預利用先の資金決済代行も行う。
非当預利用先	<ul style="list-style-type: none">・資金決済用日銀ネット当座預金口座を保有しない市場参加者(投信会社以外)。・コール取引の資金決済は、一般の市場参加者に代行を依頼。
投信会社	<ul style="list-style-type: none">・投資信託委託会社(以下、「投信会社」といいます。)のコール市場参加者。・投資信託の資金運用にコール市場を利用し、投資信託の資産管理を受託する信託銀行にコール取引による資金運用の指図を実施。
受託信託	<ul style="list-style-type: none">・投信会社から投資信託の資産管理を受託している信託銀行。・投信会社による投資信託資金によるコール取引(資金運用)は、受託信託の日銀ネット当座預金口座により資金決済を行う。

3. 対象取引の範囲

約確サービスの対象とするコール取引の範囲は、インターバンク市場において短資会社が媒介するブローキング取引(3種類)および短資会社が取引の一方の当事者となるディーリング取引(3種類)とします。

取引区分	取引種類(取引科目)
ブローキング取引	無担保コール
	有担保コール(O/B)(ブローキング)※
	日中コール(ブローキング)
ディーリング取引	有担保コール(気配値)
	有担保コール(O/B)(ディーリング)※
	日中コール(ディーリング)

※ O/B = オファービッド物

4. 取引区分等

(1) 取引区分

コール取引の種別を識別するための取引区分(取引科目、条件など)は、別表1のとおりとします。

(2) コード

約確システムの画面や業務帳票に出力するコードは、別表2のとおりとします。

(3) 決済口座情報

約定確認データ中、資金決済のための払出先および受入先の口座に関するデータを「決済口座情報」といい、コール資金媒介報告書やコール資金取組票兼利息計算書などに表示します。決済口座情報は、利用先の種類によって取扱いが異なります。

利用先	決済口座情報の取扱い
短資会社	事前に登録済みの自社の日銀ネット当座預金口座情報を自動表示します。
一般利用先	
非当預利用先	資金決済代行先の日銀ネット当座預金口座情報を事前に約確システムに登録しておき、約定確認サイン入力時点でその中からその都度選択したものを表示します。
投信会社	事前に登録済みの委託契約先となる受託信託の日銀ネット当座預金口座情報を自動表示します。

5. システムの実現方式および提供サービス

(1) 実現方式

約確システムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTTデータ」という。)が提供する金融機関向けクラウドサービス(OpenCanvas/IaaS)を利用して構築した仮想サーバによるシステム基盤、Web型アプリケーションシステム、インターネット(HTTPS)により実現しています。

(2) 提供サービス

約確システムでは、コール取引の約定確認業務の支援サービスとして、以下のサービス機能を提供します。

サービス機能名	提供対象利用先およびサービス機能の概要	
約定確認業務	新規約定データ登録	・提供対象利用先(短資会社) ・新規約定データ(CSVファイル)の約確システムへの登録機能を提供
	約定確認通知	・提供対象利用先(受託信託以外の利用先) ・新規約定データの取引当事者への約定確認データ通知機能を提供
	約定確認サイン入力	・提供対象利用先(短資会社・受託信託以外の利用先) ・新規約定データの取引当事者が約定確認結果のサイン(「OK」又は「NG」)入力機能を提供
	約定確認完了通知	・提供対象利用先(全利用先) ・約定確認判定結果(「成立」又は「不成立」)の当該約定確認データの全関係利用先への通知機能を提供
	約定確認業務帳票作成	・提供対象利用先(全利用先) ・約定確認が完了した約定確認データの業務帳票(「コール資金媒介報告書」や「コール資金取組票兼利息計算書」など)作成機能を提供
	約定確認取消	・提供対象利用先(短資会社のみ) ・約確システムに登録された約定確認データの取消機能を提供
外部入出力	・提供対象利用先(全利用先) ・新規約定データおよび約定確認サイン入力データ(CSVファイル)のアップロード機能を提供 ・約定確認データおよび資金情報通知データ(CSVファイル)のダウンロード機能を提供	
取引状況照会	・提供対象利用先(短資会社のみ) ・当日の約定取引の約定確認状況照会機能を提供	
前営業日業務帳票一括ダウンロード	・提供対象利用先(全利用先) ・前営業日分の約定確認業務帳票の一括ダウンロード機能を提供	
ユーザID管理	・提供対象利用先(全利用先) ・各利用先の担当者ユーザIDの管理(登録、付与権限変更、削除)機能を提供	

(3) 約定確認データの保存

約確サービスでは、当日の約定確認データは業務終了後に全て消去し、過去の約定確認データの保存は行いません。

6. 約確サービスの提供日、提供時間

(1) 約確サービスの提供日

約確サービスは、原則として次に掲げる休日を除く日に提供するものとします。

- ① 土曜日および日曜日
- ② 「国民の祝日に関する法律」で定める休日
- ③ 12月31日、1月2日および1月3日

(2) 約確サービスの提供時間

ア. オンラインサービス時間

約確サービスのオンラインサービス時間は、原則として次のとおりとします。

時刻	システムイベント	備 考
8:00	オンライン開局	約確システムへのログインが可能となります。
8:30	オンライン業務開始	約定確認業務が処理可能となります。
17:00	オンライン業務閉塞	新規の約定確認データの入力が行えなくなります。
17:20	オンライン業務終了	約定確認業務が終了し、約定確認業務が行えなくなります。
17:25	オンライン閉局	約確システムとのコネクションが切断されます。

イ. サービスデスク業務運用時間

約確センタのサービスデスクの運用時間は、次のとおりとします。

- ① 約確サービスの利用等に関する照会・連絡受付 8:30 ~ 17:30
- ② 約確サービス利用時のトラブル等に関する連絡受付 8:00 ~ 18:00

(3) オンラインサービス時間の延長

ア. 日本銀行から、延長日における為替決済開始時刻等の繰り下げ等に関する通知があった場合には、同延長時間に合わせて、オンラインサービス時間帯を延長するものとします。

イ. 利用先は、やむを得ない事情によりオンラインサービス利用時間の延長を必要とする場合には、約確センタあてに電話等により申し出るものとします。

ウ. 約確センタは、前記の申し出に対し、オンライン時間帯の延長措置をとることが妥当と認められたときは、システム運営上必要な範囲においてオンラインサービス時間帯の延長を行うことができるものとします。

7. 業務継続性

約確システムでは、システム機器・回線の完全二重化を行い、極力、オンラインサービスの停止が発生しないシステム構成を採用していますが、万が一、オンラインサービスが停止した場合には、60分以内のサービス復旧を目標とします。

なお、約確システムでは、バックアップセンタは保有せず、関東広域被災等によるサービス停止のBCP対策としては、取扱短資会社によるFAXベースでの約定確認方式への切替えを行うものとします。

8. セキュリティ対策

約確システムは、クラウドサービス、インターネット回線、Web型システムを利用するため、不正アクセス等のセキュリティリスクも高いことから、以下のセキュリティ対策を実施します。

	内容
不正アクセス防止	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット経由での不正アクセス防止を目的とし、以下の対策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ファイアウォール、WAF等による適切な通信の制御 ・クライアント証明書による正当な利用先であることの認証 ・利用先毎のユーザID、パスワードでの認証
情報漏洩・改竄防止	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット回線上の通信はHTTPS(SSL/TLS)による暗号化を実施。 ○約確センタ/クラウドセンタ間(IP-VPN回線)の通信はIP-SECによる暗号化を実施。
サイバー攻撃対策	<ul style="list-style-type: none"> ○クラウドセンタが提供するサイバー攻撃対策サービスを利用。 <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドセンタ内のIPSセンサにて感知し、セキュリティの専門家による判断、通知。 ・DDoS攻撃に対しては、クラウドセンタ内のDDoS対策ソリューションにて検知、遮断を実施。
マルウェア対策	<ul style="list-style-type: none"> ○悪意あるソフトウェア(ウイルス、ワームなど)からシステムを保護する対策として、全サーバにウイルス対策ソフトを導入するほか、セキュリティパッチの適用を実施。
セキュリティ診断	<ul style="list-style-type: none"> ○年1回、セキュリティ診断テストを実施。

Ⅱ. 利用先に行っていただく事項

1. 利用先情報の届出

利用先は、約確サービスの利用に必要な以下の情報を、協会所定の書面により届けるものとします。

- ① 利用先基本情報(利用先名称<商号>等)
- ② 資金決済方法および決済口座情報
- ③ 取引先情報(利用先の勘定口を細分化してコール取引を行う場合など)
- ④ 利用拠点情報
- ⑤ 利用料請求書送付先情報
- ⑥ クライアント証明書の送付先情報
- ⑦ その他協会が約確サービス運営上必要とする情報

利用先は、次に掲げる事項などにより、上記届出情報に変更が生じる場合には、遅滞なく管理本部に連絡の上、管理本部の指定する時期までに情報変更の届出を行うものとします。

- ① 利用先名称(商号)の変更
- ② 合併、営業譲渡、利用廃止
- ③ 利用拠点の追加・廃止、利用拠点の移転、利用料請求書送付先の変更
- ④ 勘定口、投信口の追加・廃止 等

2. 約確サービス利用環境の準備

約確サービスの推奨利用環境は、次表のとおりとなります。利用先は、自己の責任と費用負担において、利用環境を準備するものとします。

なお、利用先における標準的なインターネット利用環境が約確サービスの推奨利用環境と異なる場合でも、当該利用先において正常利用が確認できる場合には、約確サービスを利用できるものとします。ただし、当該利用環境において、約確サービスが正常に利用できない場合には、次表の推奨利用環境を準備の上、利用するものとします。

(推奨利用環境)

区分	環境要件等
Web端末のOS	Windows7またはWindows10
使用ブラウザ	IE11、Edge、Chrome の何れか
ネットワーク回線	インターネット接続回線
ウイルス対策	利用先で定めるウイルス対策ソフトを導入
その他	クライアント証明書の登録※

※ 約確サービスでは、正当な利用先からの接続であることを認証するため、約確センターから送付するクライアント証明書を予め利用する全てのWeb端末に登録する必要

があります。

3. ユーザIDの管理

約確サービスでは、ログイン時に、利用先コードならびにユーザIDおよびパスワードにより、正当な利用ユーザであることを認証します。ユーザIDおよびパスワードは、利用先の責任において厳格に管理するものとします。

約確サービスのユーザIDには、「権限者ユーザID」と「担当者ユーザID」があります。

ア. 権限者ユーザID

権限者ユーザIDは、約確サービスの利用開始時に約確センタから交付するユーザIDで、1利用先につき1個の権限者ユーザIDを交付します。

権限者ユーザIDは、約定確認業務全般の処理権限を有するほか、利用先毎の担当者ユーザIDの登録、付与権限変更、削除、パスワード変更を行うユーザID管理権限を有します。

権限者ユーザIDのロック解除、パスワード初期化は、利用先からの依頼を受けて約確センタが実施します。

イ. 担当者ユーザID

担当者ユーザIDは、「ユーザID管理機能」を利用して、各利用先が権限者ユーザIDを使用して作成するユーザIDとなり、最大19個の担当者ユーザIDの作成が可能です。

担当者ユーザIDには、必要により約定確認サイン入力権限（取引科目毎に付与可能）および外部入出力権限を付与することができます。

担当者ユーザIDのロック解除、パスワード初期化は、各利用先において権限者ユーザIDの管理者がユーザID管理機能を利用して行います。

担当者の人事異動等により、使用しない担当者ユーザIDが発生する場合には、当該担当者ユーザIDの削除を行うなど、不正使用防止の観点から適切に対応するものとします。

Ⅲ. 約確サービスにおける約定確認業務の流れ

約確サービスにおけるコール取引の約定確認業務は、以下により処理されます(約確システムの端末操作については、「約確システム操作マニュアル」を参照してください)。

1. 約定内容の送信

取扱短資会社は、コール取引の出会い成立後、当該コール取引に係る約定確認データ(CSVファイル。以下、「約定確認データ」といいます。)を作成し、「外部入出力機能」の入力機能を使用して、約確システムに送信(アップロード)します。

2. 約定確認通知の送信

約確システムは、前記の約定確認データを受信した場合は、受付番号を付番し、当該コール取引の当事者となる全ての利用先宛に約定確認通知を送信します。

ア. ブローキング取引の場合は、①資金の出し手、②資金の取り手および③取扱短資会社に送信されます。

イ. ディーリング取引の場合は、①資金の出し手または資金の取り手および②取扱短資会社に送信されます。

3. 約定内容の確認および約定確認サインの入力・送信

約確確認通知を受信した利用先は、「約定確認一覧画面」(表示項目は別表3参照)により受信状況を確認した上で、コール取引1件ごとに約定内容を確認し、確認結果に応じ、約定確認サイン(約定内容が正しい場合は「OKサイン」、正しくない場合は「NGサイン」)を約確システムに入力・送信します。

— 約定内容の確認は、「約定確認一覧画面」から確認対象の取引を選択(PDFボタン押下)することにより表示される約定明細リスト(帳票書式は別表4参照)により行います。

4. 約定確認完了通知の送信

約確システムは、利用先から入力・送信された約定確認サインをもとに、コール取引1件ごとに約定確認結果(「成立」または「不成立」)を判定し、当該コール取引の関係者(資金の出し手、資金の取り手、取扱短資会社、受託信託<投資信託委託会社(以下、「投信会社」といいます。)>取引分がある場合)に対し、次により約定確認完了通知を送信します。

ア. ブローキング取引の場合

- ・ 双方(資金の出し手および取り手)とも「OKサイン」の場合・・・「成立」
- ・ いずれか一方が「NGサイン」の場合・・・「不成立」

イ. ディーリング取引の場合

- ・「OKサイン」の場合・・・「成立」
- ・「NGサイン」の場合・・・「不成立」

5. 約定確認業務帳票の出力

約定確認完了通知を受信した利用先は、「約定確認一覧画面」により受信状況等を確認した上で、対象の取引を選択(PDFボタン押下)することにより表示される以下の業務帳票(帳票書式は別表4参照)を必要によりプリンタに出力します。

ア. フローキング取引の場合

- ・ コール資金媒介報告書 …… 投信会社以外の場合
- ・ コール資金取引内容確認書B …… 投信会社の場合

イ. ディーリング取引の場合

- ・ コール資金取組票兼利息計算書 …… 投信会社以外の場合
- ・ コール資金取引内容確認書D …… 投信会社の場合

(注) 約定確認完了通知が「不成立」の場合には、上記業務帳票のタイトルの末尾に「(不成立)」の文言が付記されます。

6. 約定確認不成立時の取扱い

上記4. において、約定確認の結果、コール取引が「不成立」となった場合には、当該コール取引の約定内容を取引当事者相互間で確認した後、取扱短資会社は、改めて正しい約定確認データにより、上記1. ～5. の処理を行うこととなります。この場合、約定確認不成立データの取消は不要です。

7. 約定確認成立後の訂正 (約定確認データの取消)

上記4. において、約定確認結果が「成立」となったコール取引について、その後に約定確認データに誤りがあることが判明した場合は、約確システムではデータの一部訂正は行えないため、取扱短資会社が当該約定確認データの取消を行った後、改めて正当な約定確認データにより、上記1. ～5. の処理を行うこととなります。ただし、この取消処理が行えるのは、約定当日の約確サービスのオンライン業務終了までの時間帯に限定されます。

約定確認成立データの取消が行われた場合、約確システムは当該コール取引の全当事者に対し、約定確認取消通知を送信します。約定確認取消通知を受信した利用先は、必要により、コール取引の約定確認取消結果として、対象の取引を選択(PDFボタン押下)す

ることにより作成される以下の業務帳票(帳票書式は別表4参照)をプリンタに出力します。

ア. ブローキング取引の場合

- ・ コール資金媒介報告書(取消) …… 投信会社以外の場合
- ・ コール資金取引内容確認書B(取消) …… 投信会社の場合

イ. ディーリング取引の場合

- ・ コール資金取組票兼利息計算書(取消) …… 投信会社以外の場合
- ・ コール資金取引内容確認書D(取消) …… 投信会社の場合

8. 約定確認データのダウンロード

利用先は、約定内容の電子照合や約定成立データの自社システムへの取り込みなどを行う場合には、「外部入出力画面」で出力条件を指定して、約定確認データ(CSV ファイル)のダウンロードを行うことができます。

IV. システム障害時等の対応

1. 約確システム側の障害

(1) 約確センタは、約確システムに障害等が発生し、約定確認業務に支障を来たす、またはその恐れがあると判断した場合は、速やかに短資協会ホームページに障害発生情報を掲載するとともに、必要により一斉通知などにより利用先に連絡するものとします。

(2) 約確センタは、上記の障害等への対応につき、短資会社と連携し、代替手段(短資会社によるFAXベースでの約定確認方式)への切替え等につき協議し、その結果を速やかに短資協会ホームページに障害発生情報を掲載するとともに、一斉通知などにより利用先に連絡するものとします。

2. 利用先側の障害

(1) 利用先は、約確サービスを利用できない事象が発生した場合は、その原因が自社の利用端末の故障等によるものかどうかを確認し、次により対応するものとします。

ア. 利用端末の故障が原因の場合は、代替端末が利用可能であれば、代替端末に切替えて、約定確認業務を継続するものとします。代替端末が利用できない場合には、その旨を約確センタに連絡し、対応については、約確センタの指示に従うものとします。

イ. 自社の通信回線(LANやインターネット回線)の異常等によるもので、復旧に時間を要し、約定確認業務に支障を来たすと見込まれる場合は、その旨を約確センタに連絡し、対応については、約確センタの指示に従うものとします。

ウ. 自社の端末利用環境には異常がない場合には、速やかに発生事象の内容等を約確センタに連絡し、対応については、約確センタの指示に従うものとします。

(2) 約確センタは、上記により利用先から連絡を受けた場合は、コール取引の円滑な運営の観点から対応策を検討し、必要により、取扱短資会社によるFAXベースでの約定確認方式への切替えを指示するものとします。

V. 約確サービスの利用料

1. 利用料の基本的な考え方

約確サービスの利用料は、利用先の利用拠点数に応じて課金する「基本料金」と約定成立件数に応じて課金する「従量料金」で構成し、利用月毎に次の算式で計算するものとします。なお、月額利用料には、別途消費税が掛かります。

$$\text{月額利用料} = \text{月額基本料金} + \text{月額従量料金}$$

$$\text{月額基本料金} = \text{当月の利用拠点数} \times \text{基本料金単価}$$

$$\text{月額従量料金} = \text{当月中の約定成立件数} \times \text{従量料金単価}$$

(1) 月額基本料金の計算で使用する利用拠点数は、次の時点の利用拠点数を適用するものとし、月額基本料金の日割計算は行わないものとします。

- ① 新規利用先は、利用開始日時点の利用拠点数を適用します。
- ② 契約解除先は、当月の月初日時点の利用拠点数を適用します。
- ③ 継続利用先は、当月の月初日時点の利用拠点数を適用し、当月中の利用拠点数の増減は加味しないものとします。

(2) 基本料金単価および従量料金単価は、協会が別途定め、利用先に通知するものとします。

2. 利用料の改定

約確サービスの利用料については、約確サービスの年間の運営経費を年間の利用料収入で賄うことを基本として、年間の運営収支状況を勘案したうえで、必要に応じて改定することとします。

利用料の改定手順は、毎年1月に前年中(1～12月)の運営収支実績を踏まえ、翌年度(当年4月～翌年3月)の利用料の改定内容(据置きを含む。)を決定し、その決定内容を翌2月の短期金融市場取引活性化研究会(通称「短取研」)に伝達したうえで、2月末に全利用先に対し翌年度の約確サービスの利用料に関する通知を協会から発出します。

3. 利用料の支払

(1) 支払の時期

ア. 通期利用先の場合(期中新規利用先を含む)

原則として、4月および10月の年2回とし、それぞれ過去6か月分(前年10月～本年3月分、本年4月～本年9月分)の利用料金額を、協会が指定する期日までに支払うものとします。

イ. 期中の契約解除先の場合

原則として、契約解除月までの利用料を当該月の翌月以降の協会が指定する期日までに支払うものとします。

ウ. 期中の合併先(利用先同士の合併)の場合

原則として、合併当事者となるすべての利用先について、合併日の前日時点で契約解除先と看做して、前記イ. に準じて取扱うものとします。なお、合併後の新会社または存続会社については、新規利用先として取扱うものとします。

(2) 利用料請求書の送付

管理本部は、利用料の請求に当たり、利用料金額、支払先銀行口座名および支払期限を記載した「利用料請求書」(第5号書式)および「利用料請求書明細」(第6号書式)を作成し、次により利用先あて送付します。

ア. 通期利用先の場合(期中新規利用先を含む)の請求書発送時期

- ・ 原則として支払当月の第2営業日

イ. 期中の契約解除先の場合(期中合併先を含む)の請求書発送時期

- ・ 契約解除日(又は合併日)の翌々営業日

(3) 支払方法

利用先は、上記利用料請求書に基づき、支払期限までに利用料(含消費税)を協会指定の銀行口座に振込むものとします。なお、利用料の振込みに係る手数料は、利用先にて負担するものとします。

(4) 利用料領収書の扱い

利用料の領収書については、振込金融機関の払込金受領書等をもって代替するものとし、原則として管理本部での領収書の発行は行わないものとします。

別表 1 取引区分表

取引区分表

1. 取引科目

コール取引を、主として担保の有無、取引方法などから次のとおり区分します。

区 分 表 示	備 考
無担保コール	ブローキング取引
有担保コール(O/B)(ディーリング)	O/B=オファービッド物
有担保コール(O/B)(ブローキング)	
有担保コール(気配値)	ディーリング取引
日中コール(ブローキング)	
日中コール(ディーリング)	

2. 条 件 (=取引種類)

コール取引を、その取引期間の設定内容に応じて次のとおり区分します。

区 分 表 示	備 考
O/N または オーバーナイト物	翌日物を含む
2D または 二日物	2D~1Y=ターム物
3D または 三日物	
4D または 四日物	
5D または 五日物	
6D または 六日物	
1W または 一週間物	
2W または 二週間物	
3W または 三週間物	
1M または 一ヶ月物	
2M または 二ヶ月物	
3M または 三ヶ月物	
4M または 四ヶ月物	
5M または 五ヶ月物	

区 分 表 示	備 考
6M または 六ヶ月物	2D～1Y＝ターム物
7M または 七ヶ月物	
8M または 八ヶ月物	
9M または 九ヶ月物	
10M または 十ヶ月物	
11M または 十一ヶ月物	
1Y または 一年物	

－ 日中コール分については、条件(取引期間)に関する区分表示はありません。

3. 先日付区分等

コール取引を、スタート日の設定に応じて次のとおり区分します。

区 分 表 示	スタート日(＝資金の授受日)
当日物 または C	約定日当日
トモロウ または T	約定日の翌営業日
スポット または S	約定日の翌々営業日
オッド または O	約定日の第3営業日以後の営業日

【注】 コール取引が先日付物である場合、「コール資金媒介報告書」または「コール資金取組票兼利息計算書」等の「条件」欄に、先日付区分等を次のとおり記入します。

- ① 「条件」がターム物(2D～1Y)である場合
 および「取引科目」が日中コールである場合
 — — — 先日付区分にしたがい
 『トモロウ』、『スポット』または『オッド』と記入する。
- ② 「条件」がオーバーナイト物で、先日付区分が「トモロウ」の場合
 — — — 『トムネ』と記入する。〈条件の記入は省略〉
- ③ 「条件」がオーバーナイト物で、先日付区分が「スポット」の場合
 — — — 『スポネ』と記入する。〈条件の記入は省略〉
- ④ 「条件」がオーバーナイト物で、先日付区分が「オッド」の場合
 — — — 『オッド オーバーナイト物』と記入する。

別表2 コード表

コード表

1. 利用先コード

- (1) 利用先コードは、約確サービスを利用する市場参加者(ユーザ)を識別するためのコードで、利用料請求の単位となります。
- (2) コードの構成は、次のとおり。

【利用先コード】 6桁
(ユーザ区分コード) (金融機関コード)
〈1桁〉 + 〈5桁〉
× - ×××××

- (3) 「ユーザ区分コード」〈1桁〉は、利用先が本支店あるいは勘定口などの別に複数の利用先となる場合に設定するものであり、申し出に応じ管理本部が付番し通知するものとします。
— 市場参加者が複数の利用先を有しない場合、本コードは、「0」とします。
- (4) 「金融機関コード」〈5桁〉は、利用先の統一金融機関番号〈4桁〉^(注)の冒頭に予備コードの「0」を付したものとします。
統一金融機関番号体系にない利用先については、別途、管理本部が付番して当該利用先に通知するものとします。

(注) 金融機関共同コード管理委員会が付番したものをいいます。

2. 取引先コード

- (1) 取引先コードは、利用先ごとに勘定口の細分がある場合に、その細分口座単位に付番するコードで、約定確認事務において取引の当事者(資金の出し手・取り手)または取扱短資会社として認識されます。
- (2) コードの構成は、次のとおり。

【取引先コード】 10桁

(利用先コード)		(細目コード)
<6桁>	+	<4桁>
x x x x x x	-	x x x x

- (3) 「細目コード」<4桁>は、生命保険会社、損害保険会社、信託銀行などにおいて勘定口の細分が必要な場合および受託信託銀行の投信口に設定するものであり、申し出に応じ管理本部が付番し通知するものとします。
- システム利用者が口座を細分しない場合、本コードは、「0000」とします。

3. 決済口座コード

- (1) コール取引の資金決済を行う日銀ネット当座預金口座コードであり、約定の当事者が日銀ネット当座預金口座を保有する利用先の場合は、当該口座コードをいい、約定の当事者が資金決済の代行を依頼する利用先の場合は、同利用先が入力する資金決済代行先の日銀ネット当座預金口座コードをいいます。
- (2) コードの構成は、次のとおり。

【決済口座コード】 7桁

(統一金融機関番号)		(日本銀行の統一店番号) ^(注)
<4桁>	+	<3桁>
x x x x	-	x x x

(注) 日本銀行が制定し、金融機関共同コード管理委員会に登録されているものをいいます。

別表3 約定確認一覧画面表示項目

約定確認一覧画面表示項目

表示項目	一般・非当預・投信会社用	受託信託用
受付番号	○	○
取引科目	○	○
取扱短資会社	○	○
投信口	—	○
相手先	○	○
M/L区分	○	○
利率(%)	○	—
割引率(%)	○	—
約定金額(百万円)	○	○
条件	○	○
スタート日	○	○
エンド日	○	○
スタート時間	○	○
エンド時間	○	○
手形	○	○
状態	○	○

(備考)

- 「M/L区分」には、ブローキング取引の場合には資金の出し手／取り手の別を、ディーリング取引の場合にはコールマネー(資金の出し手)／コールローン(資金の取り手)の別を表示します。
- 「割引率」は、取引科目が「無担保コール」の場合のみ表示します。
- 「手形発行」には、取引科目が「日中コール」以外の場合に、手形発行の有／無の別を表示します。
- 「状態」には、当該約定確認データの約定確認状況を次により表示します。ただし、受託信託の場合には、「成立」、「取消」のみ表示します。
 - 「成立」 …… 約定確認成立
 - 「不成立」 …… 約定確認不成立
 - 「未」 …… 自社サイン未入力
 - 「済」 …… 自社サインOK入力済、相手方サイン未入力
 - 「取消」 …… 約定確認取消

別表4 出力帳票の書式

出力帳票の書式ならびに作成および記入方式

書式番号	帳票名称	規格	備考
第1号	約定明細リスト(ブローキング共通)	A4縦	
第2号	約定明細リスト(ディーリング共通)	A4縦	
第3号A	コール資金媒介報告書	A4縦	投信会社以外の場合
	コール資金取引内容確認書B	A4縦	投信会社の場合
第3号B	コール資金媒介報告書(不成立)	A4縦	投信会社以外の場合
	コール資金取引内容確認書B(不成立)	A4縦	投信会社の場合
第3号C	コール資金媒介報告書(取消)	A4縦	投信会社以外の場合
	コール資金取引内容確認書B(取消)	A4縦	投信会社の場合
第4号A	コール資金取組票兼利息計算書	A4縦	投信会社以外の場合
	コール資金取引内容確認書D	A4縦	投信会社の場合
第4号B	コール資金取組票兼利息計算書(不成立)	A4縦	投信会社以外の場合
	コール資金取引内容確認書D(不成立)	A4縦	投信会社の場合
第4号C	コール資金取組票兼利息計算書(取消)	A4縦	投信会社以外の場合
	コール資金取引内容確認書D(取消)	A4縦	投信会社の場合
第5号	利用料請求書	A4縦	
第6号	利用料請求書明細	A4横	

(注) 上記帳票は、何れもPDF帳票。

第1号書式 約定明細リスト（ブローキング共通）

約定明細リスト(ブローキング共通)

殿

取引科目	
------	--

自社			
相手先			

データ区分	未成立	約定サイン状況	自社		相手先
-------	-----	---------	----	--	-----

受付番号		整理番号		約定日	
スタート日		エンド日		日数	日
条件		約定金額		百万円	
利率		%	利息金額	円	
			元利合計金額	円	

		媒介手数料額	円
割引率	%	割引額	円
割引後媒介手数料額	円	消費税額	円

日銀決済	スタート時		手形発行	
口座区分	エンド時			

資金授受	取組時	払出先口座		
		受入先口座		
	返済時	払出先口座		
		受入先口座		
実行決済時間			期落決済時間	
備考				

取扱短資会社: _____

規格 A4縦

(作成および記入方式)

1. この帳票は、システムにおいて短資会社媒介にかかるコール取引の出会い成立に伴い、取扱短資会社から新規約定データとして入力され、約定確認通知として当該利用先双方および取扱短資会社あてに送信される帳票です。
2. 「自社」および「相手先」欄には、当該利用先の取引先コードおよび取引先名を記入します。なお、同欄右端には、当該利用先において投信会社の勘定口区分を必要とする場合に、取扱短資会社が入力する当該識別符号を記入します。
3. 「約定サイン状況」欄には、自社および相手先のサイン入力状況を次により記入します。
 - ・ 未サインの場合 … 「未」
 - ・ OKサイン入力の場合 … 「済」
4. 「整理番号」欄には、各取扱短資会社が事務管理のために使用する番号を記入します。
5. 取引科目が「日中コール(ブローキング)」の場合は、「エンド日」および「日数」欄への記入は行いません。
6. 「条件」欄には、当該コール取引の条件を記入し、先日付物である場合は、その左側に先日付区分等に応じた記入(別表1「取引区分表」3.【注】参照)を行います。
7. 「割引率」、「割引額」、「割引後媒介手数料」欄は、取引科目が「無担保コール」の場合のみ記入します。
8. 「日銀決済口座区分」の「スタート時」および「エンド時」欄には、日銀ネット口座の区分に応じて、「当座勘定(同時決済口)」または「当座勘定」と記入します。
9. 「手形発行」欄には、取引科目が日中コール以外の場合に、手形発行の有無に応じて「有」または「無」と記入します。
10. 「資金授受」の「払出先口座」および「受入先口座」欄には、コール取引の当事者が一般利用先および投信会社の場合に当該決済口座コードおよび決済口座名を記入し、同行右端に[(ネット)]と記入します。なお、非当預利用先の「払出先口座」および「受入先口座」欄は空欄とします。
11. 「実行決済時間」・「期落決済時間」欄に、「00:00」と記入されている場合は、同決済時間に関する情報がないことを示します。

第2号書式 約定明細リスト（ディーリング共通）

約定明細リスト（ディーリング共通）

殿

取引科目	
------	--

(自社)			
(相手先)			

データ区分	未成立	約定サイン状況	自社			
-------	-----	---------	----	--	--	--

受付番号		整理番号		約定日	
スタート日		エンド日		日数	日
条件		約定金額		百万円	
利率		%	利息金額	円	
			元利合計金額	円	

日銀決済	スタート時		手形発行	
口座区分	エンド時			

資金授受	取組時	払出先口座		
		受入先口座		
	返済時	払出先口座		
		受入先口座		
実行決済時間			期落決済時間	
備考				

取扱短資会社: _____

規格 A4縦

(作成および記入方式)

1. この帳票は、システムにおいて短資会社が一方の当事者となるコール取引の出会い成立に

伴い、取扱短資会社から新規約定データとして入力され、約定確認通知として当該利用先および取扱短資会社あてに送信される帳票です。

2. 「(自社)」欄には、当該利用先のコールマネー・コールローンの別に応じて「ローン」または「マネー」と記入するとともに、当該利用先の取引先コードおよび取引先名を記入します。なお、同欄右端には、当該利用先において投信会社の勘定口区分を必要とする場合に、取扱短資会社が入力する当該識別符号を記入します。
3. 「(相手先)」欄には、取引科目が「有担保コール(O/B)(ディーリング)」の場合において、取扱短資会社からの入力がある場合に限り、「相手先」の文言および当該相手先の取引先コードおよび取引先名を記入します。これ以外の場合、「(相手先)」欄は全て空欄とします。
4. 「約定サイン状況」の「自社」欄には、自社のサイン入力状況を次により記入します。
 - ・ 未サインの場合 … 「未」
 - ・ OKサイン入力の場合 … 「済」
5. 「整理番号」欄には、各取扱短資会社が事務管理のために使用する番号を記入します。
6. 取引科目が「日中コール(ディーリング)」の場合は、「エンド日」および「日数」欄への記入は行いません。
7. 「条件」欄には、当該コール取引の条件を記入し、先日付物である場合は、その左側に先日付区分等に応じた記入(別表1「取引区分表」3.【注】参照)を行います。
8. 「日銀決済口座区分」の「スタート時」および「エンド時」欄には、日銀ネット口座の区分に応じて、「当座勘定(同時決済口)」または「当座勘定」と記入します。
9. 「手形発行」欄には、取引科目が日中コール以外の場合に、手形発行の有無に応じて「有」または「無」と記入します。
10. 「資金授受」の「払出先口座」および「受入先口座」欄には、コール取引の当事者が一般利用先および投信会社の場合に当該決済口座コードおよび決済口座名を記入し、同行右端に[(ネット)]と記入します。なお、非当預利用先の「払出先口座」および「受入先口座」欄は空欄とします。
11. 「実行決済時間」・「期落決済時間」欄に、「00:00」と記入されている場合は、同決済時間に関する情報がないことを示します。

第3号書式 コール資金媒介報告書／コール資金取引内容確認書B

(第3号書式A)

コール資金媒介報告書
コール資金取引内容確認書B

殿

取引科目	
------	--

出し手			
取り手			

受付番号		整理番号		約定日	
スタート日		エンド日		日数	日
条件			約定金額	百万円	
利率	出し手	%	利息金額	出し手	円
	取り手	%		取り手	円
			元利合計金額	円	
出し手	媒介手数料率	%	媒介手数料額	円	
	割引率	%	割引額	円	
	割引後媒介手数料額	円	消費税額等	円	
取り手	媒介手数料率	%	媒介手数料額		
	割引率	%	割引額		
	割引後媒介手数料額	円	消費税額等		
日銀決済 口座区分	スタート時		手形発行		
	エンド時				
資金授受	取組時	払出先口座			
		受入先口座			
	返済時	払出先口座			
		受入先口座			
実行決済時間			期落決済時間		
約定確認時刻					

取扱短資会社: _____

規格 A4縦

(作成および記入方式)

1. この帳票は、システムにおいて短資会社媒介にかかるコール取引の約定確認が成立したとき、約定確認完了通知として当該利用先双方および取扱短資会社あてに送信される帳票です。
帳票名は、投信会社以外の場合は「コール資金媒介報告書」とし、投信会社の場合は「コール資金取引内容確認書B」とします。
2. 「出し手」または「取り手」欄には、当該利用先の取引先コードおよび取引先名を記入します。
なお、同欄右端には、当該利用先において投信会社の勘定口区分を必要とする場合に、取扱短資会社が入力する当該識別符号を記入します。
3. 「整理番号」欄には、各取扱短資会社が事務管理のために使用する番号を記入します。
4. 取引科目が「日中コール(ブローキング)」の場合は、「エンド日」および「日数」欄への記入は行いません。
5. 「条件」欄には、当該コール取引の条件を記入し、先日付物である場合は、その左側に先日付区分等に応じた記入(別表1「取引区分表」3.【注】参照)を行います。
6. 「利率」、「利息金額」および「媒介手数料」等の欄については、当該利用先が「出し手」の場合には各「出し手」欄に、「取り手」の場合には各「取り手」欄にのみ記入します。
7. 「割引率」、「割引額」、「割引後媒介手数料」欄は、取引科目が「無担保コール」の場合のみ記入します。
8. 「日銀決済口座区分」の「スタート時」および「エンド時」欄には、日銀ネット口座の区分に応じて、「当座勘定(同時決済口)」または「当座勘定」と記入します。
9. 「手形発行」欄には、取引科目が日中コール以外の場合に、手形発行の有無に応じて「有」または「無」と記入します。
10. 「資金授受」の「払出先口座」および「受入先口座」欄には、資金決済等のケースに応じて次のとおり記入します。
 - ① 約定当事者が自社の日銀ネット口座を決済口座としている場合

- ・ 当該決済口座コードおよび決済口座名を記入し、同行右端に〔(ネット)〕と記入します。
- ② 約定当事者が資金決済の代行を依頼する場合で、その代行先が短資会社以外であり、かつ資金情報を送信するケース
- ・ 資金決済代行先の決済口座コードおよび決済口座名を記入し、同行右端に〔(代付電)〕と記入したうえ、次行に代行を依頼した利用先と代行先との間で行う資金決済に関する口座情報(後記【注】参照)を記入します。
- ③ 約定当事者が資金決済の代行を依頼する場合で、その代行先が短資会社以外であり、かつ資金情報を送信しないケース
- ・ 資金決済代行先の決済口座コードおよび決済口座名を記入し、同行右端に〔(付電)〕と記入したうえ、次行に代行を依頼した利用先と代行先との間で行う資金決済に関する口座情報(後記【注】参照)を記入します。
- ④ 約定当事者が資金決済の代行を依頼する場合で、その代行先が短資会社であるケース
- ・ 資金決済代行先短資会社の決済口座コードおよび同会社・店舗名称を記入し、同行右端に〔(短資)〕と記入します。

【注】 口座情報の内容および記入方法

(a) 預金口座店舗名 (15桁以内)	代行を依頼した利用先が代行先に有する預金口座の店舗のカナ名称を記入。
(b) 預金種別(1桁)	(a)の預金口座の種類をカナ符号(当座預金＝ト、普通預金＝フ、その他＝ソ)で記入。
(c) 口座番号(7桁)	(a)の預金口座の番号を記入。
(d) 預金者名(40桁以内)	代行を依頼した利用先(預金名義人)のカナ名称を記入。

11. 「実行決済時間」・「期落決済時間」欄に、「00:00」と記入されている場合は、同決済時間に関する情報がないことを示します。

(第3号書式B)

コール資金媒介報告書(不成立)
コール資金取引内容確認書B(不成立)

(書式)

1. 書式は、帳票名を、投信会社以外の場合は「コール資金媒介報告書(不成立)」とし、投信会社の場合は「コール資金取引内容確認書B(不成立)」とするほかは、「コール資金媒介報告書」または「コール資金取引内容確認書B(書式第3号A)」に準ずるものとします。

(作成)

2. この帳票は、システムにおいて短資会社媒介にかかるコール取引の約定確認が不成立として処理されたとき、約定確認完了通知(不成立分)として当該利用先双方および取扱短資会社あてに送信される帳票です。

(記入方式)

3. 記入方式は、すべて「コール資金媒介報告書」または「コール資金取引内容確認書B(書式第3号A)」に準ずるものとします。

(第3号書式C)

コール資金媒介報告書(取消)
コール資金取引内容確認書B(取消)

(書式)

1. 書式は、帳票名を、投信会社以外の場合は「コール資金媒介報告書(取消)」とし、投信会社の場合は「コール資金取引内容確認書B(取消)」とするほかは、「コール資金媒介報告書」または「コール資金取引内容確認書B」(書式第3号A)に準ずるものとします。

(作成)

2. この帳票は、システムにおいて短資会社媒介にかかるコール取引の約定確認データに対し、当該取扱短資会社により取消の処理が行われた場合に、その取消完了通知として当該利用先双方および取扱短資会社あてに送信される帳票です。
なお、一旦約定確認が成立し「コール資金媒介報告書」または「コール資金取引内容確認書B」が出力された後、当該約定確認成立データに対し取消の処理が行われた場合においても同様に本帳票が送信されます。

(記入方式)

3. 記入方式は、すべて「コール資金媒介報告書」または「コール資金取引内容確認書B」(書式第3号A)に準ずるものとします。

第4号書式 コール資金取組票兼利息計算書／コール資金取引内容確認書D

(第4号書式A)

コール資金取組票兼利息計算書
コール資金取引内容確認書D

_____ 殿

取引科目	
------	--

自社			
相手先			

受付番号		整理番号		約定日	
スタート日		エンド日		日数	日
条件			約定金額	百万円	
利率		%	利息金額	円	
			元利合計金額	円	
日銀決済 口座区分	スタート時		手形発行		
	エンド時				
資金授受	取組時	払出先口座			
		受入先口座			
	返済時	払出先口座			
		受入先口座			
実行決済時間		期落決済時間			
約定確認時刻					

取扱短資会社: _____

規格 A4縦

(作成および記入方式)

- この帳票は、システムにおいて短資会社が一方の当事者となるコール取引の約定確認が成立したとき、約定確認完了通知として当該利用先および取扱短資会社あてに送信される帳

票です。

帳票名は、投信会社以外の場合は「コール資金取組票兼利息計算書」とし、投信会社の場合は「コール資金取引内容確認書D」とします。

2. 「(自社)」欄には、当該利用先のコールマネー・コールローンの別に応じて「ローン」または「マネー」と記入するとともに、当該利用先の取引先コードおよび取引先名を記入します。なお、同欄右端には、当該利用先において投信会社の勘定口区分を必要とする場合に、取扱短資会社が入力する当該識別符号を記入します。
3. 「(相手先)」欄には、取引科目が「有担保コール(O/B)(ディーリング)」の場合において、取扱短資会社からの入力がある場合に限り、「相手先」の文言および当該相手先の取引先コードおよび取引先名を記入します。これ以外の場合、「(相手先)」欄は全て空欄とします。
4. 「整理番号」欄には、各取扱短資会社が事務管理のために使用する番号を記入します。
5. 取引科目が「日中コール(ディーリング)」の場合は、「エンド日」および「日数」欄への記入は行いません。
6. 「条件」欄には、当該コール取引の条件を記入し、先日付物である場合は、その左側に先日付区分等に応じた記入(別表1「取引区分表」3.【注】参照)を行います。
7. 「日銀決済口座区分」の「スタート時」および「エンド時」欄には、日銀ネット口座の区分に応じて、「当座勘定(同時決済口)」または「当座勘定」と記入します。
8. 「手形発行」欄には、取引科目が「日中コール(ディーリング)」以外の場合に、手形発行の有無に応じて「有」または「無」と記入します。
9. 「資金授受」の「払出先口座」および「受入先口座」欄には、資金決済等のケースに応じて次のとおり記入します。
 - ① 約定当事者が自社の日銀ネット口座を決済口座としている場合
 - ・ 当該決済口座コードおよび決済口座名を記入し、同行右端に[(ネット)]と記入します。
 - ② 約定当事者が資金決済の代行を依頼する場合で、その代行先が短資会社以外であり、かつ資金情報を送信するケース
 - ・ 資金決済代行先の決済口座コードおよび決済口座名を記入し、同行右端に[(代付電)]と記入したうえ、次行に代行を依頼した利用先と代行先との間で行う資金決済に関する口座情報(後記【注】参照)を記入します。
 - ③ 約定当事者が資金決済の代行を依頼する場合で、その代行先が短資会社以外であり、か

つ資金情報を送信しないケース

- ・ 資金決済代行先の決済口座コードおよび決済口座名を記入し、同行右端に[(付電)]と記入したうえ、次行に代行を依頼した利用先と代行先との間で行う資金決済に関する口座情報(後記【注】参照)を記入します。

【注】 口座情報の内容および記入方法

(a) 預金口座店舗名 <15桁以内>	代行を依頼した利用先が代行先に有する預金口座の店舗のカナ名称を記入。
(b) 預金種別<1桁>	(a)の預金口座の種類をカナ符号(当座預金=ト、普通預金=フ、その他=ソ)で記入。
(c) 口座番号<7桁>	(a)の預金口座の番号を記入。
(d) 預金者名<40桁以内>	代行を依頼した利用先(預金名義人)のカナ名称を記入。

10. 「実行決済時間」・「期落決済時間」欄に、「00:00」と記入されている場合は、同決済時間に関する情報がないことを示します。

(第4号書式B)

コール資金取組票兼利息計算書(不成立)
コール資金取引内容確認書D(不成立)

(書式)

1. 書式は、帳票名を、投信会社以外の場合は「コール資金取組票兼利息計算書(不成立)」とし、投信会社の場合は「コール資金取引内容確認書D(不成立)」とするほかは、「コール資金取組票兼利息計算書」または「コール資金取引内容確認書D」(書式第4号A)に準ずるものとします。

(作成)

2. この帳票は、システムにおいて短資会社が一方の当事者となるコール取引の約定確認が不成立として処理されたとき、約定確認完了通知(不成立分)として当該利用先および取扱短資会社あてに送信される帳票です。

(記入方式)

3. 記入方式は、すべて「コール資金取組票兼利息計算書」または「コール資金取引内容確認書D」(書式第4号A)に準ずるものとします。

(第4号書式C)

コール資金取組票兼利息計算書(取消)
コール資金取引内容確認書D(取消)

(書式)

1. 書式は、帳票名を、投信会社以外の場合は「コール資金取組票兼利息計算書(取消)」とし、投信会社の場合は「コール資金取引内容確認書D(取消)」とするほかは、「コール資金取組票兼利息計算書」または「コール資金取引内容確認書D」(書式第4号A)に準ずるものとします。

(作成)

2. この帳票は、システムにおいて短資会社が一方の当事者となるコール取引の約定確認データに対し、当該取扱短資会社により取消の処理が行われた場合に、その取消完了通知として当該利用先および取扱短資会社あてに送信される帳票です。
なお、一旦約定確認が成立し「コール資金取組票兼利息計算書」または「コール資金取引内容確認書D」が出力された後、当該約定確認成立データに対し取消の処理が行われた場合においても同様に本帳票が送信されます。

(記入方式)

3. 記入方式は、すべて「コール資金取組票兼利息計算書」または「コール資金取引内容確認書D」(書式第4号A)に準ずるものとします。

第5号書式 利用料請求書

(あて先)

御中

(請求日)

利 用 料 請 求 書

(短資協会)

日頃、当システムをご利用いただきましてありがとうございます。

ご請求額につきましては、本請求書記載の支払先銀行口座に支払期限までにお振込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、振込手数料は参加者様ご負担となります。また、払込取扱金融機関の払込金受領書をもって、領収書に代えさせていただきます。

ご請求額 _____ 円

内訳：	基本料金	円	ご利用期間	年	月から
	従量料金	円		年	月まで
	消費税額等	円			

お支払期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

お支払先銀行口座

口座番号： _____

受取人名： _____

【問合せ先】

短資協会 短資取引約定確認システム管理本部

TEL 03-3278-8900

規格 A4縦

(作成および記入方式)

1. この請求書は、短資協会がシステム利用先に対し、システム利用料の支払を請求する際、システム利用者の「利用先コード」ごとに作成する帳票です。
2. 作成は、本文V. 3. (1)に定める時期に行うほか、随時システム利用者および支払期限を特定して行うことができるものとします。
3. 「(あて先)」には、窓空き封筒を使用したときにこれが見える位置に、システム利用者から届出を受けている本請求書送付先の所在地および社名・部署名を記入します。
4. 「(短資協会)」には、短資協会の名称および住所を記入します。
5. 「ご請求額」欄には、システムで計算した基本料金および従量料金の合計金額に消費税額等相当額を付加した金額を記入し、その下部に基本料金、従量料金および消費税額等別の内訳を記入します。
6. 「利用期間」欄の記入は、定時作成の場合は「前年10月から本年3月まで」または「本年4月から本年9月まで」とし、随時作成の場合にはその都度管理本部が指定する期間を記入するものとします。
7. 「お支払先銀行口座」欄には、管理本部が指定する振込先銀行名、同店舗名、預金種目、口座番号および受取人名を記入します。

利用料計算書明細

年 月 日現在

利用先コード：

(利用先名称)

御中

利用料金請求額

円

下記表は、該当月分までの料金を表示する。

(利用月)	4/10月	5/11月	6/12月	7/1月	8/2月	9/3月	合計
利用拠点数							
基本料金額							
成立件数							
従量料金額							
利用料合計							
消費税額等							
利用料金請求金額							

【問合せ先】

短資協会 短資取引約定確認システム管理本部

TEL 03-3278-8900

規格 A4横

(作成および記入方式)

1. この利用料計算書明細は、利用料請求書の添付資料として、利用先の「利用先コード」ごとに作成する帳票です。
2. 「(利用月)」欄の記入は、定時作成の場合は「前年10月から本年3月まで」または「本年4月から本年9月まで」とし、随時作成の場合にはその都度管理本部が指定する期間を記入するものとします。